

事務事業名	障がい者相談支援事業費								担当課	部課名	福祉部障がい者支援課					
予算科目コード	会計	01	款	04	項	01	目	02	細目	016	説明	02	課等の長	臼井 健智	電話	3292

1. 事業概要

事業開始年度	令和 3 年度	終了(予定)年度	未定 年度	事業の性質	任意自治事務		
事業概要	障がいのある方やその家族等に対し、障がい福祉サービスに係る情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応するため、市内障がい福祉サービス事業所に相談支援業務を委託し実施するもの。平成18年度から現在に至るまで、事業所数の拡大や人員体制の強化を行い、相談支援体制の充実を図ってきた。また、既存の障がい福祉サービス提供事業所への、人材育成支援を含めた総合的な相談支援(スーパーバイズ機能)等を行う機関として、基幹相談支援センターを設置する。						
事業目的及び必要性	障がいのある方やその家族等の多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図る。障がい者相談支援事業は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に規定する地域生活支援事業の必須事業の一つとして位置付けられており、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行うために必要である。						
対象	1. 個人	市民				438,968 人	
根拠法令等	法律等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)					

藤沢市市政運営の総合指針2024及び長期的な視点(SDGsの視点)

まちづくりコンセプト		重点施策名	
<input type="checkbox"/> サステナブル藤沢 <input checked="" type="checkbox"/> インクルーシブ藤沢 <input type="checkbox"/> スマート藤沢 (その理由) 障がい福祉に関する地域の相談支援体制を充実することにより、障がいのある方やそのご家族等が、身近な場所で相談することが可能となり、孤立することなく、住み慣れた場所で安心して生活できるようになるため。		地域共生社会の実現に向けた取組の推進	
		指針体系コード	
		2-1-51	
2030年又は事業終了時の望ましい姿		その他の計画との関連	
各地域における総合相談の展開や相談者対応のみならず、地域の支援者も含めたネットワークの構築、地域の支援者に対する専門的助言・普及啓発など、地域に根差した相談支援を実現する。		「ふじさわ障がい者プラン2026」施策の柱「2-1. 相談支援の強化」の主な取組(No.30)に位置付けられている。	
		貢献する主なSDGsのゴール	
		3 すべての人に健康と福祉を	
		17 パートナーシップで目標を達成しよう	

関連の深い「市民生活に関する意識調査結果」				
市民意識調査における質問項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
誰もが快適に暮らせ、居心地の良いまちであること	3.58 点	3.64 点	3.64 点	3.65 点
	点	点	点	点

令和3年度 支出済額	事業費節別内訳		
	費目	支出済額(千円)	主な事業内容
	需用費	86 千円	相談支援パンフレット
	委託料	112,288 千円	相談支援事業
112,374 千円			
【参考】 令和4年度 予算額	事業費節別内訳		
	費目	予算額(千円)	主な事業内容
	需用費	86 千円	相談支援パンフレット
	委託料	113,555 千円	相談支援事業
113,641 千円			

2. 事務事業に関わる職員数(任用形態別)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
常時勤務職員※	-	-	-	1.00人工
短時間勤務職員(再任用・任期)	-	-	-	0.00人工
非常勤職員	-	-	-	-
合計	0.00人工	0.00人工	0.00人工	1.00人工

※再任用・任期付(フルタイム勤務)を含み、会計年度(フルタイム勤務)を除く

会計年度任用職員(配置数)	-	5.00人
---------------	---	-------

3. 事業実施内容・成果

令和3年度 事業実施 内容		身近な場所での障がいに関する相談を可能とするため、市内4カ所(市民センター等)に総合相談窓口、市内3カ所に専門相談窓口を設置し、障がい福祉サービスや社会資源に関する情報提供など障がいに関する様々な相談支援を実施した。 また、総合相談窓口において、地域における障がい理解等の普及啓発及び他分野とのネットワークの構築を促進した。さらに、基幹相談支援センターにおいて、既存の障がい福祉サービス提供事業所へ、人材育成支援を含めた総合的な相談支援を実施した。					
成果 目標	指標名	単位	平成30年度 目標値	令和元年度 目標値	令和2年度 目標値	令和3年度 目標値	備考
	参考						
	本事業は、身近に相談でき、ワンストップ機能として対応することを目的としており、相談件数等数値による目標値の設定については、困難である。						
活動 実績	指標名	単位	平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値	令和3年度 実績値	備考
	総合相談 相談件数	件	-	-	-	7,426	
	専門相談 相談件数	件	-	-	-	4,093	
	基幹相談支援センター 相談件数	件	-	-	-	1,294	
成果 実績	指標名	単位	実績値	実績値	実績値	実績値	備考
	普及啓発(研修会、体験会の開催等)	回	-	-	-	62	
	ネットワーク構築(他分野開催会議への参加)	回	-	-	-	119	
数値で表せない効果 地域における普及啓発や障がい分野及び他分野とのネットワークを構築することで、地域における障がい理解や個別相談支援における支援チームの編成が促進され、障がいのある方やそのご家族等の地域生活の安定が図られる。							

4. コスト分析

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
支 出	行政費用(フルコスト) A	0	0	0	137,578			
	(1)現金を伴う支出 (千円)	0	0	0	134,560			
	事業費(支出済額)				112,374			
	償還金利子				0			
	人件費合計(①+②+③)	0	0	0	22,186			
	①常時勤務職員等の給与等				8,148			
	②会計年度任用職員の報酬等				13,621			
	③退職金相当額				418			
	(2)現金を伴わない支出 (千円)	0	0	0	3,018			
	①減価償却費				0			
	②退職給与引当金繰入額				3,018			
	③不納欠損額				0			
	④その他()				0			
	収 入	行政収益(事業収入) B	0	0	0	54,309		
(3)現金を伴う収入 (千円)		0	0	0	54,309			
①分担金及び負担金 C					0			
②使用料及び手数料 D					0			
③国庫支出金					34,198			
④県支出金					15,159			
⑤その他(愛の輪福祉基金繰入金)					4,952			
(4)現金を伴わない収入 (千円)	0	0	0	0				
収入未済増減額				0				
収支差額(純費用) A-B E	0	0	0	83,269				
分析 指標	項目	普及啓発	単位	単位	単位	62	単位	
		F	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	
	1単位あたりの総費用 A/F (円)		-	-	-	2,219,006.02		
	市民1人あたりの負担額 E/人口 (円)	0.00	429,317	0.00	433,060	0.00	435,121	189.69
受益者負担率 (C+D)/A (%)		-	-	-	-	-	0.00	

※1 事業費(支出済額)・・・令和元年度以前の事業費は、支出済額から非常勤報酬額(「②会計年度任用職員給与と合計」欄の数値)を除いた額

※2 常時勤務職員等の給与等・・・任用形態別の平均給与に人工数を乗じ算出

※3 会計年度任用職員の報酬等・・・令和元年度以前の数値は、非常勤職員報酬額を示すもの

※4 退職金相当額・・・年度内に発生した退職金総額を年度当初一般職員数で除し、事業に従事する一般職員数を乗じたもの

5. 事務事業を進めていく上での課題と課題解決の取組

(1) 令和2年度末時点の課題	平成28年度から総合支援協議会での協議及びアンケート調査、「ふじさわ障がい者プラン」策定に向けた当事者等への聞き取り調査や委託相談支援事業所からの意見聴取を実施し、相談支援に関しては、(1)身近な場所での障がいに関する総合相談窓口の設置が必要。(2)障がい特性に応じた支援やサービスについての情報提供や連絡調整等が必要。(3)障がい当事者への関わり方及び支援についての専門的な助言及び適切な支援が必要。という3つの課題が整理された。
(2) (1)解決のための令和3年度の取組	市内を人口10万人前後の4つの地域に整理し、それぞれの地域の市民センター等に総合相談窓口を設置し、身近に相談できる相談窓口として整備を行った。また、併せて発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいの障がい種別ごとの専門相談窓口を設置し、障がい特性に応じた情報提供等ができる体制を整備した。支援者に対する専門的な助言等については、基幹相談支援センターを継続して設置し、人材育成支援を含めた総合的な相談支援(スーパーバイズ機能)を行った。
(3) 令和3年度末時点の課題	委託事業者から挙げられた地域課題を集約し、事業者間で情報共有を行うことで総合相談窓口としての機能向上を図る必要がある。また、新設した西南部障がい者地域相談支援センターについては、地域への周知の充実を図る必要がある。
(4) (3)解決のための今後の取組	委託相談支援事業所連携会議において、各相談支援事業所の課題等の共有化を行い、課題解決に向け協議を行う。また、本市の相談支援体制の仕組みがわかるよう、市民向けのパンフレットを作成し、普及啓発を図る。

6. 事務事業の特徴

(1) 事業の性質	① 法的根拠	ア=法令等の根拠はないが、市の裁量により実施するもの(イ~オ以外) イ=市の条例等で規定されている事業 ウ=県の条例等で事業の実施について推奨・規定されているもの ○ エ=国の法律で事業の実施について推奨・規定されているもの オ=法律等により、事業の実施が義務付けられているもの(市に裁量の余地がないもの)	
	② 事業実施の位置づけ(市民へのサービス提供状況)	ア=国、県、他自治体や民間等も、市内や近隣市町村で市民が利用できる同種のサービスを提供しているもの ○ イ=国、県、他自治体等も、市内や近隣市町村で市民が利用できる同種のサービスを提供しているもの ウ=国、県、他自治体等も同種のサービスを提供しているが、一部のサービスは本市のみが提供しているもの エ=本市のみがサービスを提供し、よりよい生活環境の実現、地域の発展、市民生活の向上を目的とするもの オ=本市のみがサービスを提供し、生活基盤の維持・確保、市民の権利維持・安全確保を目的とするもの	
	③ 事業期間	○ ア=恒久的に実施するもの イ=年限の定めのないもの ウ=時限的に実施する事業で、終了まで5年以上あるもの エ=時限的に実施する事業で、今後2~4年で終了するもの オ=時限的に実施する事業で、本年度で終了するもの	
	(2) 財政的な特徴	④ 事業費…令和3年度支出済額	ア=300,000千円以上 ○ イ=100,000千円以上~300,000千円未満 ウ=30,000千円以上~100,000千円未満 エ=5,000千円以上~30,000千円未満 オ=5,000千円未満
		⑤ 一般財源比率…事業費に占める一般財源の割合	○ ア=80%以上 イ=50~80%未満 ウ=30~50%未満 エ=10~30%未満 オ=10%未満
		⑥ 固定的経費比率…行政費用(フルコスト)に占める固定的な経費の割合	○ ア=10%未満 イ=10~30%未満 ウ=30~50%未満 エ=50~80%未満 オ=80%以上
		(3) 事業の種類	(4) その他の事業特性
		1. 市民等サービス	委託相談支援事業所連携会議で抽出した地域課題を、障がい者総合支援協議会へ情報提供し、共有することにより、課題解決に向けた協議検討を行うことができる。

7. 事務事業を取り巻く環境の現状と今後の予測

社会情勢等	2021年4月に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向け、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、障がい者相談支援体制については、総合相談窓口・専門相談窓口・基幹相談支援センターという3層構造の相談支援体制を構築した。また、精神障がい者保健福祉手帳をはじめとした障がい者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、障がいに係る専門的な助言等を行う相談機関のニーズはさらに高まっていくと考えられる。	
	他市町村の相談支援事業については、平塚市では、障がい種別による相談支援、茅ヶ崎市では障がい種別ごとの相談支援に加え社会福祉協議会が相談支援事業に参画している。また横須賀市では、5カ所の委託相談支援事業所が、それぞれに全市域を対象に相談支援事業を展開している。	
他市等の事例	把握方法	①藤沢市障がい者総合支援協議会 年4回開催 ②障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 年3回開催 ③相談支援部会 年3回開催
	把握内容	①相談支援体制についてまずは障がい福祉サービス提供事業者が理解することが必要である。 ②「ふじさわ障がい者プラン2026」の策定にあたり、聞き取り調査及びアンケート調査を実施した結果、「どこに相談したらよいかかわからない」、「身近なところで相談できること」、「対応する人が障がい特性を理解してくれること」、「専門的な相談や助言ができる人材がいること」が必要という声があった。 ③普及啓発に課題がある。
	対応等	①③新たに設置した総合相談窓口を周知するため、パンフレットを作成し、普及啓発を行った。また、藤沢市障がい者総合支援協議会において、相談支援体制を図式化したパンフレットを作成した。 ②令和3年度に相談支援体制を整備し、各委託相談支援事業所とともに課題の抽出を行った。
市民ニーズ	把握方法	
	把握内容	
	対応等	

8. 事務事業の評価と今後の方針

評価	身近な場所での障がいに関する相談を可能とするため、市内4カ所(市民センター等)に総合相談窓口を市内3カ所に専門相談窓口を設置した結果、利便性の向上及び総合相談窓口におけるワンストップ機能としての幅広い対応が図られた。また、障がい分野での総合相談と専門相談による連携に加え、地域包括支援センターやコミュニティソーシャルワーカーなどの制度を超えた支援者とのネットワークの構築も促進された。さらに、基幹相談支援センターにおいては、市内事業所の人材育成支援等を含めた総合的な相談支援が実施されたことで、地域の相談支援体制は、より強化された。	
	まちづくりテーマ	② 健康で豊かな長寿社会をつくる
今後の方針	事業の方向性	現状維持
	各総合相談窓口の職員が、出張相談や地域ケア会議等に参加することにより、地域課題を把握・整理し、基幹相談支援センターや専門相談支援事業所、行政等と連携し、課題解決を図ることができるようにする。	

9. 部長確認欄

部名	福祉部	氏名	池田 潔	確認日	2022/9/2
----	-----	----	------	-----	----------